

議案第130号

松阪市職員の給与に関する条例の一部改正について

松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

平成28年11月25日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市職員の給与に関する条例（平成17年松阪市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第11項中「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

第2条 松阪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫  
第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行（1）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、「扶養親族たる要件」を「扶養親族としての要件」に改め、同条第3項中「これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある  
行 (1) 8 級職員等が行 (1) 8 級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある  
職員で行 (1) 8 級職員等以外のものが行 (1) 8 級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期  
間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「100 分の 85」に、「100 分の 110」  
を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「100 分の 40」に、  
「100 分の 52.5」を「100 分の 50」に改める。

附則第 11 項中「100 分の 1.65」を「100 分の 1.575」に、「100 分の 110」を  
「100 分の 105」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 条の規定  
は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（松阪市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第  
19 条第 2 項及び附則第 11 項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定  
は、平成 28 年 4 月 1 日から適用し、第 1 条の規定（給与条例第 19 条第 2 項及び  
附則第 11 項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成 28 年  
12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第  
1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（松阪市職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年松阪市条例第 37 号。以下  
この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 条の規定に基づいて支  
給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成 26 年改正  
条例附則第 5 条の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

第 3 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条の規定によ  
る改正後の給与条例（以下この条において「第 2 条改正後給与条例」という。）第  
9 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 8 条第 3  
項及び第 9 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号  
までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）について  
は 1 人につき 6,500 円（行政職給料表 (1) の適用を受ける職員でその職務の級が  
8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれ  
に相当するものとして規則で定める職員（以下「行 (1) 8 級職員等」という。）  
にあっては、3,500 円）、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」  
という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に掲げる扶

養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に掲げる場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第 1 号に掲げる場合を除く。）」

と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後給与条例第 9 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 8 条第

3 項及び第 9 条第 3 項の規定の適用については、第 8 条第 3 項中「（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行（1）8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、同項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、第 9 条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 5 号」とする。

（規則への委任）

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。